○外務省令第十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表　研修員手当の号別表　［第一条関係］

号別	月額	国地の別：アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
1号	円 760,700							
2号	円 738,700							
3号	円 716,700							
4号	円 694,700							
5号	円 672,700							
6号	円 650,700							
7号	円 628,700							
8号	円 606,700							
9号	円 584,700							
10号	円 562,700							アンゴラ コンゴ民主共和国
11号	円 540,700						イラク	
12号	円 518,700						アフガニスタン	ギニア ジブチ スーダン 南スーダン
13号	円 496,700		パプアニューギニア				イエメン	
14号	円 474,700		ソロモン			トルクメニスタン		コートジボワール ジンバブエ ナイジェリア モーリタニア
15号	円 452,700	パキスタン			ボリビア			エチオピア ガーナ カメルーン マリ ルワンダ
16号	円 430,700	東ティモール			キューバ	タジキスタン	イラン サウジアラビア	ウガンダ ガボン ブルキナファソ ベナン マラウイ モザンビーク
17号	円 408,700	バングラデシュ			ベネズエラ	アイスランド		ザンビア セネガル タンザニア ボツワナ マダガスカル リビア
18号	円 386,700	ネパール ミャンマー			ニカラグア			
19号	円 364,700				グアテマラ ドミニカ共和国	アルバニア		ケニア
20号	円 342,700	インド 中華人民共和国 ラオス	トンガ		コロンビア ホンジュラス	カザフスタン スイス ノルウェー	クウェート レバノン	アルジェリア
21号	円 320,700	香港 モルディブ モンゴル	サモア マーシャル		エクアドル トリニダード・トバゴ バルバドス ブラジル ペルー	キルギス マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	イスラエル	ナミビア
22号	円 298,700	カンボジア スリランカ	パラオ フィジー ミクロネシア	アメリカ合衆国	ウルグアイ エルサルバドル ジャマイカ パラグアイ	アルメニア ウクライナ ウズベキスタン オーストリア ジョージア スウェーデン モルドバ ロシア	オマーン カタール シリア バーレーン ヨルダン	エジプト 南アフリカ共和国 モーリシャス
23号	円 276,700	大韓民国 シンガポール	オーストラリア ニュージーランド		コスタリカ チリ パナマ メキシコ	アゼルバイジャン 英国 デンマーク フィンランド ベルギー ボスニア・ヘルツェゴビナ ラトビア	アラブ首長国連邦 トルコ	チュニジア
24号	円 254,700	タイ フィリピン ブルネイ ベトナム		カナダ	アルゼンチン	アイルランド イタリア オランダ スペイン セルビア チェコ ドイツ バチカン フランス ルクセンブルク		モロッコ
25号	円 232,700	インドネシア				エストニア ギリシャ クロアチア スロバキア スロベニア ハンガリー ブルガリア ポルトガル リトアニア ルーマニア		
26号	円 210,700	マレーシア				ポーランド		
27号	円 188,700							
28号	円 166,700							
29号	円 144,700							
30号	円 122,700							

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。